（建設産業課の所掌事務）
第三十九条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～五　（略）
五の二　建設工事における入札制度に関する事務のうち、関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。
六～十八　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十二号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十三条第六項の規定に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第一条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（交通政策部の所掌事務） **第二条**　交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） 八　物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区（同条第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。以下同じ。）に関することを除く。）。 九～十二　（略） （交通政策部に置く課） **第二十条**　交通政策部に、次に掲げる課を置く。 交通企画課 環境・物流課 共生社会推進課 （環境・物流課の所掌事務） **第二十二条**　環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。 八～九　（略） （共生社会推進課の所掌事務） **第二十三条**　共生社会推進課は、地方運輸局の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する次の事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。 一　共生社会の形成の促進のための移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安全性の向上に関する施策の推進 二　（略）	（交通政策部の所掌事務） **第二条**　交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略） 八　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。 九～十二　（略） （交通政策部に置く課） **第二十条**　交通政策部に、次に掲げる課を置く。 交通企画課 環境・物流課 バリアフリー推進課 （環境・物流課の所掌事務） **第二十二条**　環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略） 七　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。 八～九　（略） （バリアフリー推進課の所掌事務） **第二十三条**　バリアフリー推進課は、地方運輸局の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する次の事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。 一　高齢者、障害者、子ども及び妊産婦が安心して生活するために必要なこれらの者の移動又は施設の利用に係るバリアフリーに資する施策の推進その他これらの者の移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安全性の向上 二　（略）